

参考様式第5－1号

発農水第467号
令和7年2月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	能登島西部地区 (須曾・半浦・無関・閏・久木・田尻・百万石・通)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田については個人農家や担い手の高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念され、多様な担い手の確保が課題である。畠地については担い手はいるが、後継者の確保、経営の安定化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については水稻を主要作物としつつ、ほ場の状況に応じてその農地に適した農作物の栽培に取り組む。畠地については高収益作物のより効率的な栽培を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在耕作している農地、日本型直接支払交付金を活用し地域で保全管理している農地とその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

可能な限り担い手が集積、集約を農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、農地中間管理機構を通じて集積していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な人材を募り、意向を踏まえながら担い手を育成することに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵等の整備を進めていく。
- ②有機・減農薬、現肥料で米や野菜の栽培に取り組んでいる農家があり、今後、取組面積等を拡大していく。
- ③可能であればAI技術を生かした機器を導入し、農作業の効率化を進めていく。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用し、地域で農地保全・管理に務める。